

(設置)

第1条 市は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づく八街市障害者基本計画(以下「障害者計画」という。)を策定するため、八街市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、障害者計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 削除
- (2) 医師
- (3) 歯科医師
- (4) 保健所の職員
- (5) 教育委員会の委員
- (6) 国民健康保険運営協議会の委員
- (7) 健康づくり推進協議会の委員
- (8) 社会福祉協議会の会長
- (9) 身体障害者相談員
- (10) 知的障害者相談員
- (11) 障害者関係団体の代表者
- (12) その他市長が必要と認めた者

3 市長は、諮問の都度委員を委嘱し、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任するものとする。

(一部改正〔平成15年条例16号・23年8号〕)

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成15年条例16号〕)

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔平成15年条例16号〕)

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(一部改正〔平成15年条例16号・25年9号・令和3年25号〕)

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成15年10月23日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月22日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月24日条例第25号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。